二八三二番一　三号から十六号まで、二十二号及び二十三号から四十一号まで、四十四号から五十七号まで、六十号から百八号まで、百十号から百十七号まで、百二十号から百二十四号及び百二十五号

二八三三番　二十一号から二十二号まで、二十四号から四十三号まで、四十五号から五十九号まで、六十一号から六十四号まで、六十六号から六十九号まで、七十一号から七十四号まで、七十六号から七十九号まで、八十一号から八十四号まで、八十六号から八十九号まで、九十一号から九十四号まで、九十六号から九十九号まで、百一号から百四号まで、百六号から百九号まで、百十一号から百十四号まで、百十六号から百十九号まで、百二十一号から百二十三号まで

二八三三番五　百二十九号

二八三三番一二地先道路敷　百三十一号

二八三三番五地先無番地　百三十三号

二八三三番五地先河川敷　百三十四号及び百三十五号

二八三三番一三地先河川敷　百三十七号

字湯船　二八三四番　四十二号から四十四号まで、四十六号から四十九号まで、五十一号から五十五号まで、五十七号から六十号まで、六十二号から六十五号まで、六十七号から七十号まで、七十二号から七十五号まで、七十七号から八十号まで、八十二号から八十五号まで、八十七号から九十号まで、九十二号から九十五号まで、九十七号から百号まで、百二号から百五号まで、百七号から百十号まで、百十二号から百十五号まで、百十七号から百二十号まで、百二十二号から百二十五号まで

二八四〇番　百十一号から百十六号まで、百十七号から百二十三号まで

二八四一番　一号から四号まで

二八四二番　一号から九十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県桐生市黒保根町水沼字野尻　六四四番六　六四四番七　五号から七号まで

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小黒川　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県桐生市黒保根町水沼字野尻　六四四番六　六四四番七　五号から七号まで

字関守　六四四番八　八号から十二号まで

六四四番四　十三号、十四号、十八号、十九号及び二十四号

六四四番六　十五号から十七号まで

六四四番七　二十号

六四四番一〇　二十一号及び二十三号

六四四番五　二十二号

六四四番一　二十五号から二十八号まで

六四四番一二地先河川敷　二十九号及び三十号

六四四番二地先河川敷　三十一号及び三十二号

六三七番　三十三号

六二九番三　三十四号、三十五号、三十八号及び五十六号

甲六三六番　三十六号

六三五番　三十七号

六三〇番　三十九号及び四十号

六二八番　四十一号及び四十二号

六二七番　四十三号から四十五号まで

六二六番二　四十六号

六二九番一地先河川敷　四十九号

六二九番一　五十号及び五十三号から五十五号まで

六二九番二　五十一号及び五十二号

六一九番二　五十四号及び五十八号

群馬県みどり市東町大字荻原　四八六番四地先河川敷　四六〇番地先河川敷　四五九番五　四五五番一三　四五八番　四五七番　四七七番一地先道路敷　四五九番二　甲四四六番　四四五番一　四四五番二　四四五番三　四四四番一　四四三番一　四四一番　四三八番　四三九番　六十二号から六十四号まで　六十五号　六十六号及び六十七号　六十八号　六十九号　七十号から七十二号まで　七十三号及び七十四号　七十五号　七十六号から七十八号まで並びに八十号及び八十一号　七十九号　八十二号から八十五号まで　八十六号から八十八号まで　八十九号から九十一号まで　九十二号、九十五号及び九十六号　九十三号及び九十四号

○関東地方整備局告示第二百五十号

浄化槽法（昭和五十八年法律四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十二年五月七日

関東地方整備局長　菊三　滋

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

製造者の住所・氏名	東京都千代田区丸の内一丁目６番２号　日本ゼオン㈱ 代表取締役社長　古河　直純
工場の所在地及び名称	茨城県筑西市下江連1250番地　㈱ハウステック　結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱　本社工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場

認定番号	浄化槽の名称
3—10—H—006	ゼオン浄化槽　GPU—5型
〃　006—1	〃　GPU—7型

○観光庁告示第四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、名鉄観光サービス株式会社（登録研修機関第六号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月七日

観光庁長官　溝畑　宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	中尾　勝洋
変更後	神應　昭

二　変更の年月日　平成二十二年三月二十四日

○観光庁告示第五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、学校法人長崎学院（登録研修機関第二十三号）から研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月七日

観光庁長官　溝畑　宏

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	長崎外国語短期大学
変更後	長崎外国語大学

二　変更の年月日　平成二十二年四月一日